

令和 5 年 8 月 30 日
美祢市

懲戒処分の公表

職員の懲戒処分を行ったので、「美祢市職員の懲戒処分の公表基準」に基づき、下記のとおり公表します。

記

1 事案概要

令和 2 年 8 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間、国税連携システムで送付された電子データ件数の約 4 割を未処理としたことで、賦課漏れ及び課税誤りを発生させ、市県民税 1,747,157 円及び関係税料 612,149 円の賦課権の消滅に至らしめるなど、市民及び市に損害を与えたもの

2 被処分者及び処分内容

- | | | | | | | |
|-----|-------|-----|------|----|------------|----------|
| (1) | 建設農林部 | 副主幹 | 50 代 | 男性 | 減給 10 分の 1 | 3 か月 |
| (2) | — | 部長 | 50 代 | 男性 | 戒告 | (管理監督責任) |
| (3) | 総務企画部 | 課長 | 50 代 | 男性 | 戒告 | (管理監督責任) |

3 処分年月日 令和 5 年 8 月 30 日

4 市長コメント

この度の事務処理の懈怠により、市民の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大な御迷惑をお掛けし、信頼を大きく損なう結果となりましたことを深くお詫び申し上げます。

今回の件を重く受け止め、再発防止に取り組むとともに、市民の皆様の信頼回復に努めて参ります。